

神奈川県立藤沢総合高等学校PTA規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は神奈川県立藤沢総合高等学校PTAと称し、事務局を学校内におく。

(目 的)

第2条 本会は学校における教育目的の達成に協力し、生徒の心身の健全な発達と福祉の増進を助け、学校の教育的環境の整備をはかり、あわせて会員相互の親睦・融和と教養の向上を図ることを目的とする。

(方 針)

第3条 本会は教育の振興を本旨とする民主的団体として、前条の目的達成のために、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は自主独立の団体であって、他のいかなる団体及び機関の支配や干渉を受けない。
- (2) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の社会的団体や機関と協力する。
- (3) 本会は営利的・宗教的・政治的活動には、いかなる関係ももたない。

第2章 会員及び役員

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者等及び本校教職員とする。

(役 員)

第5条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名 (保護者等)
- (2) 副 会 長 2名 (保護者等)
- (3) 書 記 3名 (保護者等1・教職員2)
- (4) 会 計 4名 (保護者等2・教職員2)

ただし、保護者等役員(副会長・書記・会計)を若干名追加することができる。

- (5) 参 与 若干名 (校長・副校長・教頭・事務長)

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。総会・役員会・運営委員会を召集し、常任委員会・特別委員会の委員を委嘱する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は本会各会議の議事を記録保管し、庶務を処理する。
- (4) 会計は本会の会計事務を処理し、総会において決算報告を行い、承認を得なければならない。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、指名委員会の推薦により総会において行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は原則3年とする。ただし、諸事情による任期途中での退任は妨げない。補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第3章 会 計

(経 費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入を持ってこれに充てる。

第10条 会費は通常会費・特別会費及び臨時会費とする。通常会費の額・臨時会費の種類及び額などについては別に定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 会計監査

(会計監査委員)

第12条 本会には会計監査委員2名(保護者等)をおく。ただし、1名を追加することができる。会計監査委員は当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会計監査委員の選出・任期)

第13条 会計監査委員の選出及び任期は役員と同様とする。

第5章 機 関

(機 関)

第14条 本会に次の機関を置く。

(1) 総 会 ア. 通常総会 イ. 臨時総会

(2) 役 員 会

(3) 運営委員会

(組 織)

第15条 総会は全会員をもって組織する。

第16条 役員会は役員をもって組織する。

第17条 運営委員会は役員・各常任委員会の委員長・副委員長(または代理者)をもって組織する。

(総 会)

第18条 総会は、本会の最高議決機関であり、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。

(2) 予算及び決算の承認に関すること。

(3) その他、この会の運営の基本に関すること。

(役員会)

第19条 役員会は、運営委員会の内部機関として、会務処理の必要に応じて開くことができる。

(運営委員会)

第20条 運営委員会は次の事項を審議する。

(1) 各常任委員会の連絡調整。

(2) 総会に付議すべきこと。

(3) その他、この会の運営に関すること。

(召 集)

第21条 通常総会は、毎年年度の初めに、臨時総会は運営委員会が認めたとき、または会員の3分の1の請求があったときに、会長が召集する。

第22条 運営委員会は、每学期1回及び会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

(定足数)

第23条 総会にあっては全会員の2分の1以上(委任状を含む)が、役員会及び運営委員会にあっては、それぞれの2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。

(議 決)

第24条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任状)

第25条 総会に出席できない会員は、委任状で出席に代えることができる。

第6章 常任委員会・特別委員会

(常任委員会)

第26条 本会に常任委員会として、次の委員会を置く。

- (1)成人委員会
- (2)広報委員会
- (3)環境委員会
- (4)年次委員会
- (5)交通安全委員会

第27条 運営委員会の承認を得て、前項のほか新たに常任委員会を設けることができる。

(特別委員会)

第28条 本会には、特別の目的を執行するために、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 本会の規約は、総会において3分の2以上の同意により改正することができる。

第8章 補 則

(細 則)

第30条 本会の運営について必要な事項は、細則として運営委員会が定める。

(細則の制定及び改廃)

第31条 運営委員会は細則を制定及び改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(慶弔規定)

第32条 会員などの慶弔については、別に定める。

付 則

(施行期日)

- この規約は、平成16年4月14日から施行する。
この規約は、令和元年5月11日から施行する。
この規約は、令和4年4月1日から施行する。

細 則

(目 的)

第1条 この細則は、規約第30条の規定に基づき、本会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名委員会)

第2条 指名委員会は、原則として、卒業年次の会員の運営委員ならびに、教職員から選任された若干名をもって構成する。

- 2 正副委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 指名委員会は、次年度役員候補者を選考し、被選考者の同意を得て総会前にその氏名を発表する。
- 4 本会の会員のうちで、役員の立候補を希望するものは、あらかじめ指名委員会に申し出るものとする。

5 指名委員会は12月に発足し、その任務が終了したときに解散する。ただし、年度途中で役員に欠員が生じ、補充する必要がある場合は、その時点で発足させることができる。

(常任委員会の構成・任期)

第3条 常任委員会の構成・任期は次の通りとする。

(1)各委員会の委員の数は、各年次若干名とする。

(2)各委員会の正副委員長、会計、書記は、委員の互選に基づいて、会長が委嘱する。

ただし、副委員長は1名以上とする。

(3)各委員会の委員の任期は原則3年とする。また、正副委員長、会計、書記の任期は原則1年とする。ただし、諸事情による任期途中での退会・退任は妨げない。

(4)委員会の召集は各委員長が行う。

(常任委員会の任務)

第4条 各常任委員会の任務は次の通りとする。

(1)成人委員会は、会員の教養の向上と、会員相互の親睦を図る。

(2)広報委員会は、会員相互の連携を密にして、本会事業の周知徹底を図る。

(3)環境委員会は、学校内外の教育的環境の設備改善を図る。

(4)年次委員会は、各年次の事業の立案実施にあたり、また、各年次の連絡調整を図る。

(5)交通安全委員会は、学校内外の交通安全の推進を図る。

(特別委員会)

第5条 特別委員会は運営委員会が必要と認めたときに置く。

2 特別委員会の委員は、運営委員会の推薦により、また、正副委員長は会員の互選に基づいて、ともに会長が委嘱する。

3 特別委員会は、特別な事項について調査研究を行う。

4 特別委員会の任期は、その任期の終了までとする。

5 特別委員会の召集は、委員長が行う。

6 委員の数は、その都度定める。

(内 規)

第6条 役員会及びその他の各委員会は、本会の規約及び細則に反しない限り、運営委員会の承認を得て、それぞれの内規を定めることができる。

(会 計)

第7条 本会の会費は、通常会費としてPTA会費月額330円・教育振興費月額570円・図書整備費月額200円の1年(12ヵ月)分を一括徴収する。

特別会計として特別教育振興費2,000円を入学時に徴収する。特別教育振興費は遠征補助費・緊急対策費・防災関係費・記念事業積立金に充てる。徴収金額を変更する場合は、運営委員会で審議し、総会で承認を得る。臨時会費を徴収する場合は、運営委員会で徴収金額・徴収時期を審議し、総会で承認を得る。

第8条 兄弟・姉妹で在学している場合についてのPTA会費は、1名分のみ徴収する。

第9条 諸会費を免除されている会員については、PTA会費、教育振興費、図書整備費を免除する。

2 4年次以降で、履修単位が15単位以下の会員については、PTA会費、教育振興費、図書整備費を半額免除する。

第10条 本会の会員とならない保護者等からは、PTA会費を除く教育振興費、図書整備費、特別教育振興

費を徴収する。

付 則

(施行期日)

この細則は、平成 25 年 4 月 2 5 日から施行する。

この細則は、令和元年 5 月 1 1 日から施行する。

この細則は、令和 2 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

この細則は、令和 4 年 3 月 1 2 日から施行する。

この細則は、令和 5 年 5 月 1 3 日から施行する。